

国指定三貫島鳥獣保護区計画書

【存続期間の更新】

令和3年11月1日

環境省

1 国指定鳥獣保護区の概要

(1) 国指定鳥獣保護区の名称

三貫島鳥獣保護区

(2) 国指定鳥獣保護区の区域

岩手県釜石市所在三貫島の区域及び周辺岩礁

(3) 国指定鳥獣保護区の存続期間

令和3年11月1日から令和23年10月31日まで（20年間）

2 国指定鳥獣保護区の保護に関する指針

(1) 国指定鳥獣保護区の指定区分

集団繁殖地の保護区

(2) 国指定鳥獣保護区の指定目的

当該区域は、岩手県釜石市北東の両石湾沖、本州本土から約1.5kmの場所に位置する三貫島の全域で、北西約1km、南北約500m、面積は約30haの小島嶼（無人島）である。最高標高は128mで、海岸線の多くが険しい断崖地形となっている。

当該地は、ヒメクロウミツバメ（環境省レッドリスト絶滅危惧II類）を始めとするウミツバメ類3種の全国的に重要な繁殖地であるほか、三陸沿岸におけるオオミズナギドリ（岩手県レッドデータブックDランク）の最大の繁殖地ともなっている。

ヒメクロウミツバメは、日本近海に分布し、三貫島に繁殖のために飛来する海鳥である。国内では数箇所の繁殖地が確認されているものの、生活史や食性についてはほとんど知られておらず、三貫島は太平洋側北部において唯一確認されている繁殖地である。

また、国内で繁殖地が3箇所のみ確認されているクロコシジロウミツバメ（環境省レッドリスト絶滅危惧I類、国内希少野生動植物種、岩手県レッドデータブックBランク）が少数ながら繁殖しているほか、コシジロウミツバメ（岩手県レッドデータブックDランク）も繁殖しており、これら3種のウミツバメ類が同所的に繁殖する唯一の場所であることからも重要性が高い。

以上のとおり、当該区域はヒメクロウミツバメを始めとする希少な海鳥の繁殖地として重要であることから、集団繁殖地の保護区として、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項に規定する鳥獣保護区に引き続き指定し、当該区域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

(3) 管理方針

- 1) 集団繁殖地の保護区として、ヒメクロウミツバメ、クロコシジロウミツバメ等の希少な海鳥類の繁殖環境を保護するため適切な管理に努める。
- 2) 環境省職員及び鳥獣保護区管理員による年2回の上陸巡視を行い、ヒメクロウミツバメを始めオオミズナギドリ等の海鳥、その他の鳥獣の生息動向を把握する。
- 3) 鳥類の安定的な繁殖環境の保全のため、関係地方公共団体、地域住民等との連携協力に努める。

3 国指定鳥獣保護区の面積内訳

別表1のとおり。

4 当該区域における鳥獣の生息状況

(1) 当該区域の概要

ア 国指定鳥獣保護区の位置

当該区域は、岩手県釜石市北東の両石湾沖の本州本土から約 1.5km に位置し、島の中心部は北緯 39 度 18 分、東経 141 度 59 分である。

イ 地形、地質等

当該地区は、北西約 1 km 南北約 500m、面積約 30ha の最高標高 128m の小島嶼（無人島）で、海岸線の多くが険しい断崖地形である。平成 23 年 3 月の東北地方太平洋沖地震で生じた斜面崩壊と津波により、島西端部のウミツバメ類の繁殖地が半分程度埋まるなどの被害が発生したが、その後も繁殖の可能性が確認されている。急峻な地形のため確認が困難な島西端部以外の地点でのウミツバメ類の繁殖の可能性も示されている。

ウ 植物相の概要

当該区域では、島の海岸沿いや崖地にラセイソウ—ハマギク群落が分布し、中央部のやや緩傾斜地にタブノキ群落、ケヤキ群落、ヤマツツジ—アカマツ群集の木本群落が分布している。島の北側斜面には木本群落を取り巻くようにススキ群落が分布している。植物相は 64 科 181 種となっている。

エ 動物相の概要

当該区域では、鳥類としてはウミツバメ類、オオミズナギドリ、ウミスズメ、ヒメウ等の海鳥、シジュウカラやメジロ等の森林性の鳥類、オジロワシ、オオワシ、ハヤブサ等の猛禽類など 12 目 28 科 57 種が確認されている。

当該区域は、ウミツバメ類の集団繁殖地となっていることに加え、オオミズナギドリの集団繁殖地ともなっており、三陸沖 7 島において最大の繁殖地であるとされている。また、周囲の小島や岩礁ではウミウ、ウミネコ、オオセグロカモメ等が繁殖している。

その他の動物類の確認はほとんどなく、獣類では近年コウモリ類 1 種の確認があるが、鳥類以外の生物相は少なく、海鳥類の繁殖の脅威となるネズミ類やヘビ類の確認記録がないことから、海鳥の繁殖環境として貴重な環境となっている。

(2) 生息する鳥獣類

ア 鳥類

別表 2 のとおり。

イ 獣類

コウモリ類 1 種の記録があるのみ。

(3) 当該地域の農林水産物の被害状況

当該区域においては、農林水産物への被害は発生していない。

5 施設整備に関する事項

- | | |
|---------------|---|
| (1) 鳥獣保護区用制札 | — |
| (2) 特別保護地区用制札 | — |
| (3) 案 内 板 | — |
| (4) 給 水 器 | — |
| (5) 給 餌 台 | — |
| (6) 巢 箱 | — |

(7) そ の 他 —

6 存続期間の更新の理由

当該鳥獣保護区は、ヒメクロウミツバメ等の集団繁殖地を保全する上で重要であり、これらの鳥類の繁殖地及び生息地の保護に支障を来す行為を禁止し、当該区域に生息する鳥類の保護を図る必要があるため、引き続き鳥獣保護区を指定する必要がある。

7 参考事項

(1) 当初指定

昭和 56 年 11 月 1 日 (昭和 56 年 10 月 27 日 環境庁告示第 97 号)

(2) 経緯

平成 3 年 11 月 1 日 (平成 3 年 10 月 31 日 環境庁告示第 49 号)

存続期間の更新

平成 13 年 11 月 1 日 (平成 13 年 10 月 29 日 環境省告示第 60 号)

存続期間の更新